

各都道府県障害保健福祉主管課（部） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から
「エラー（返戻）」への移行（令和3年度の実施）について

障害保健福祉行政の推進については、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成28年法律第65号）については、平成30年4月から本格施行となり、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めているところです。

今般、障害者自立支援給付審査支払等システムにおける「警告」から「エラー（返戻）」への移行（令和3年度の実施）について、下記のとおりお示ししますので、適宜御活用いただきとともに、適正な二次審査を実施していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 「警告」から「エラー（返戻）」への移行（令和3年度の実施）

① 「警告」から「エラー（返戻）」への移行

標記の件につきましては、平成30年度より段階的に、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）の一次審査において「警告」から「エラー（返戻）」への移行を進めているところです。

令和3年度においては、国保連の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、令和3年度報酬改定に伴いチェックを追加したもの、また、事業所台帳と不整合があるものについて、令和4年1月審査（12月サービス提供分）より、「エラー（返戻）」に移行する対応を実施します。

今般、「警告」から「エラー（返戻）」に移行するエラーコード一覧等は別添1のとおりとなりますので、御確認いただきとともに、適切な対応をお願いします。

また、都道府県等におかれましては、事業者に対する説明を行う際に別添資料のエラーコード一覧等を活用する等、適正に給付費の請求が行われるよう御指導いただきますようお願いいたします。

【別添資料】

別添1 「警告」から「エラー（返戻）」へ移行するエラーコード一覧等
（令和4年1月審査対応）

② ①に関する補足

令和3年度の実施にて「エラー（返戻）」に移行するエラーコードのうち、お問い合わせの多かった以下のエラーコードについて、サービス提供実績記録票の記載方法を以下に示します。

エラーコード	エラーメッセージ
PR32	支給量：基本報酬を算定する場合、実績記録票の「支援レポート共有日（年月日）」の設定が必要です（※）

※「エラー（返戻）」に移行後のメッセージを表示（文頭の★を削除）。

（問）

就労定着支援サービス提供実績記録票の「支援レポート共有日（年月日）」について、利用者本人の同意を得られず支援レポートの共有を拒否された場合、どのように記載すればよいか。

（答）

就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書（以下「支援レポート」という。）の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することはできない。実績記録票の「支援レポート共有日（年月日）」には、支援レポートを共有した日を記載することになっているが、利用者から関係機関等へのレポートの共有に関する同意が得られなかった場合は、利用者へ支援レポートを提供した日付を記載してよい。

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 企画課 給付管理係

TEL : 03-5253-1111（内線 3009）

MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp